

2011年4月11日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

—国家发展改革委员会公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第161号)

国家发展改革委员会、国外投資で規制緩和措置を発表 ～国外投資プロジェクトに係る認可権限の一部を省級发展改革部門に委譲～

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家发展改革委员会は2011年2月14日付で、『国外投資プロジェクトに係る認可権限の委譲業務についての通達』(発改外資[2011]235号、以下、『通達』という)を公布しました。『通達』は中国企業の国外投資につき規制緩和を図ったもの。『通達』では、従来は国家发展改革委员会の認可を必要とした国外投資プロジェクトに係る認可権限の一部を省級发展改革部門に委譲することについて規定しています。

中国政府は近年、中国企業による国外投資の促進を図っており、今年3月の第11期全国人民代表大会で採択された政府活動報告においても、「走出去(海外進出)」戦略の支援策の改善や関連する審査・承認手続の簡素化に関する方針を明示。また、政府活動報告を受けて国務院が公布した『「政府活動報告」の貫徹に係る重点業務の部門分掌についての通達』(国発[2011]7号)でも、国外投資に関する環境整備について言及していました。

**『「政府活動報告」の貫徹に係る重点業務の部門分掌についての通達』
(国発[2011]7号)**

- (48) 対外投資と外資利用の強制的発展の推進。「走出去(海外進出)」戦略の実施を加速し、関連する支援政策を改善し、審査・承認手続を簡素化する。企業による積極的かつ秩序ある多国籍経営の展開を奨励する。対外投資のマクロ指導を強化し、投資促進および保護システムの健全化を図り、投資リスクを防止する。

『通達』第1条では、政府管理下にある中央管理企業以外の企業が国外投資を実施する際、中国側投資額が**3億米ドル未満**の資源開発類プロジェクト¹、もしくは**1億米ドル未満**の非資源開発類プロジェクト(特殊プロジェクトを除く)であれば、企業所在地の省級发展改革部門が認可手続を行うと規定。従来、省級发展改革部門の認可権限は資源開発類プロジェクトが3千米ドル未満、非資源開発類プロジェクトが1千米ドル未満に限られていましたが、その認可権限を拡大し、企業の国外投資プロジェクトに係る手続の簡素化を図っています(詳細については表1参照)。

¹ 「資源開発類プロジェクト」とは、国外で原油・鉱山などの資源に係る探査・開発プロジェクトに投資することを指す(『国外投資プロジェクト認可暫定管理弁法』(国家发展改革委员会令第21号)第4条参照)。

【表1】 国外直接投資に係る発展改革部門での認可手続

従前		『通達』	
認可機関	投資形態	認可機関	投資形態
国務院	【資源開発類】 ✓ 中国側投資額が2億米ドル以上の国外投資プロジェクト	国務院	✓ 国交を樹立していない、国際的な制裁を受けている国、もしくは戦争・動乱等が発生している国および地域での投資プロジェクト
	【非資源開発類】 ✓ 中国側投資額が5千万米ドル以上の国外投資プロジェクト		✓ 基礎電信運営、国境を跨いだ水資源開発利用、大規模な土地開発、基幹電力網、新聞メディア等の特殊かつ敏感な業種に係る国外投資プロジェクト
国家発展改革委員会	【資源開発類】 ✓ 中国側投資額が3千万米ドル以上の国外投資プロジェクト	国家発展改革委員会	【資源開発類】 ✓ 中国側投資額が3億米ドル以上の国外投資プロジェクト
	【非資源開発類】 ✓ 中国側投資額が1千万米ドル以上の国外投資プロジェクト		【非資源開発類】 ✓ 中国側投資額が1億米ドル以上の国外投資プロジェクト
省級発展改革部門	【資源開発類】 ✓ 中国側投資額が3千万米ドル未満の国外投資プロジェクト	省級発展改革部門	【資源開発類】 ✓ 中国側投資額が3億米ドル未満の国外投資プロジェクト
	【非資源開発類】 ✓ 中国側投資額が1千万米ドル未満の国外投資プロジェクト		【非資源開発類】 ✓ 中国側投資額が1億米ドル未満の国外投資プロジェクト

【注】

- ・ 政府管理下にある中央管理企業が国外投資プロジェクトを実施する場合には別途規定あり。
- ・ 台湾での投資プロジェクトは、『大陸企業の台湾地区での投資管理弁法』（発改外資[2010]2661号）に基づき実施。

『通達』の詳細につきましては、以下にございます日本語訳（仮訳）、および5ページ以降にございます中国語原文をご参照ください。

国家発展改革委員会

発改外資[2011]235号

『国外投資プロジェクトに係る認可権限の委譲業務についての通達』

各省・自治区・直轄市および計画単列市・新疆生産建設兵団発展改革委員会、各中央管理企業：

新しい情勢における国外投資の発展に係る必要に適應するため、国務院の承認を受けて、ここに国外投資プロジェクトに係る認可権限の関連事項について以下のように通知する。

1. プロジェクト認可権限の委譲。地方企業による中国側投資額が3億米ドル以下の資源開発類、中国側投資額が1億米ドル以下の非資源開発類の国外投資プロジェクト(特殊プロジェクトは除く)は、所在する省・自治区・直轄市および計画単列市・新疆生産建設兵団等の省級発展改革部門(以下、「省級発展改革部門」という)が認可を行う。中央管理企業が上述の国外投資プロジェクトを実施する場合、企業は自主的に方針を決定し、かつ国家発展改革委員会に届出を行う。中国側投資額が3億米ドル以上の資源開発類、中国側投資額が1億米ドル以上の非資源開発類の国外投資プロジェクトは、国家発展改革委員会が認可を行う。
2. 特殊プロジェクトに係る認可。国交を樹立していない、国際的な制裁を受けている国、もしくは戦争・動乱等が発生している国および地域での投資プロジェクト、ならびに基礎電信運営、国境を跨いだ水資源開発利用、大規模な土地開発、基幹電力網、新聞メディア等の特殊かつ敏感な業種に係る国外投資プロジェクトは、限度額に関わらず、省級発展改革部門もしくは中央管理企業が初回審査を行った後に国家発展改革委員会が認可を行うか、もしくは国家発展改革委員会が初回審査を行った上で國務院に認可を要請する。
3. 政府と企業の分離原則の堅持。省級発展改革部門が国外投資プロジェクトを認可する場合、『国外投資プロジェクト認可暫定管理弁法』(国家発展改革委員会令第21号)第18条の要求に基づき、外部要素審査を行わなければならない。国外投資プロジェクトの市場将来性、経済効果、資源の出所および製品技術プラン等は企業が自主的に方針を決定し、自ら責任およびリスクを担う。省級発展改革部門は、国外投資プロジェクトにおいて発生する可能性のある政治・経済・法律リスクに対して注意喚起を行わなければならない。
4. プロジェクト登記制度の構築。本通達第2条に定める国外投資プロジェクトを選別し、協力業務を遂行するため、中国側投資額が3千万米ドル以上3億米ドル以下の資源開発類、中国側投資額が1千米ドル以上1億米ドル以下の非資源開発類の国外投資プロジェクトに対して、省級発展改革部門は認可文書を発行する前に、国家発展改革委員会に報告・登記しなければならず、国家発展改革委員会は認可文書を受領してから5営業日以内に『地方重大国外投資プロジェクト認可登記書』を発行しなければならない。登記を経たプロジェクト認可文書は、関連手続の取扱および関連政策の享受に係る依拠となる。
5. 届出管理方法の改善。中央管理企業の中国側投資額が3千万米ドル以上3億米ドル以下の資源開発類、中国側投資額が1千万米ドル以上1億米ドル以下の非資源開発類の国外投資プロジェクトに係る届出方法は、『国家発展改革委員会弁公庁の国外投資プロジェクト届出証明に関する通達』(发改弁外資[2007]1239号)に基づき執行する。

6. 情報報告範囲の調整。新たな国外投資プロジェクトの認可権限に基づき、『国家发展改革委员会の国外投資プロジェクト管理に係る問題についての通達』（発改外資[2009]1479号）に報告・送付を行うように定めているプロジェクト情報の報告範囲を、中国側投資額1億米ドルおよびそれ以上の国外買収および競売入札プロジェクトに調整する。
7. 香港・マカオ、台湾地区での投資。香港特別行政区、マカオ特別行政区における投資プロジェクトは本通達を適用する。台湾地区での投資プロジェクトは、国家发展改革委员会・商務部・国务院台湾事務弁公室の『「大陸企業の台湾地区での投資管理弁法」印刷・公布に係る通達』（発改外資[2010]2661号）に基づき執行する。

各省級发展改革部門、中央管理企業は実情を考慮の上、国外投資プロジェクトの認可権限委譲に係る指導組織の実施業務を真剣に遂行し、国外投資プロジェクト管理弁法をよりさらに改善し、国外投資プロジェクトに係る健全な協力システムと責任究明制度を構築し、各種投資主体、特に国外に設立した企業による国外投資合作に対する管理を強化し、国外投資の健全な発展を促進しなければならない。各省級发展改革部門は政府と企業の分離の原則に基づき、条件を具えた企業による国外投資合作を積極的に奨励し、企業の投資政策の決定に係る自主権を実現し、異なる業種・地区の企業による悪性の競争を回避し、適切に投資リスクを防がなければならない。

添付文書 : 『地方重大国外投資プロジェクト認可登記書』（略）

国家发展改革委员会

2011年2月14日

【 みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー部 仮訳 】

**国家发展和改革委员会
发改外资[2011]235 号
关于做好境外投资项目下放核准权限工作的通知**

各省、自治区、直辖市及计划单列市、新疆生产建设兵团发展改革委，各中央管理企业：

为适应新形势下境外投资发展的需要，经报请国务院同意，现将下放境外投资项目核准权限有关事项通知如下：

- 一、下放项目核准权限。地方企业实施的中方投资额 3 亿美元以下的资源开发类、中方投资额 1 亿美元以下的非资源开发类境外投资项目（特殊项目除外），由所在省、自治区、直辖市及计划单列市和新疆生产建设兵团等省级发展改革部门（以下简称“省级发展改革部门”）核准；中央管理企业实施的上述境外投资项目，由企业自主决策并报国家发展改革委备案。中方投资额 3 亿美元及以上的资源开发类、中方投资额 1 亿美元及以上的非资源开发类境外投资项目，由国家发展改革委核准。
- 二、有关特殊项目核准。前往未建交、受国际制裁国家，或前往发生战争、动乱等国家和地区的投资项目，以及涉及基础电信运营、跨界水资源开发利用、大规模土地开发、干线电网、新闻传媒等特殊敏感行业的境外投资项目，不分限额，由省级发展改革部门或中央管理企业初审后报国家发展改革委核准，或由国家发展改革委审核后报国务院核准。
- 三、坚持政企分开原则。省级发展改革部门在核准境外投资项目时，应按照《境外投资项目核准暂行管理办法》（国家发展改革委令第 21 号）第十八条的要求进行外部要素审查。境外投资项目的市场前景、经济效益、资金来源和产品技术方案等由企业自主决策、自担责任和风险。省级发展改革部门应对境外投资项目可能发生的政治、经济、法律风险进行提示。
- 四、建立项目登记制度。为甄别本通知第二条的境外投资项目，做好协调工作，对中方投资额 3000 万美元以上至 3 亿美元以下的资源开发类、中方投资额 1000 万美元以上至 1 亿美元以下的非资源开发类境外投资项目，省级发展改革部门在下发核准文件前，需报国家发展改革委登记，国家发展改革委将在收到核准文件的 5 个工作日内出具《地方重大境外投资项目核准登记单》。经登记的项目核准文件是办理相关手续和享受相关政策的依据。
- 五、完善备案管理办法。中央管理企业的中方投资额 3000 万美元以上至 3 亿美元以下的资源开发类、中方投资额 1000 万美元以上至 1 亿美元以下的非资源开发类境外投资项目的备案办法，参照《国家发展改革委

办公厅关于境外投资项目备案证明的通知》（发改办外资[2007]1239号）执行。

- 六. 调整信息报告范围。根据新的境外投资项目核准权限，将《国家发展改革委关于完善境外投资项目管理有关问题的通知》（发改外资[2009]1479号）规定报送的项目信息报告范围调整为中方投资额1亿美元及以上的境外收购和竞标项目。
- 七. 赴港澳台地区投资。前往香港特别行政区、澳门特别行政区的投资项目适用本通知；前往台湾地区的投资项目，按照国家发展改革委、商务部和国台办《关于印发〈大陆企业赴台湾地区投资管理办法〉的通知》（发改外资[2010]2661号）执行。

各省级发展改革部门、中央管理企业应结合实际，认真做好下放境外投资项目核准权限的指导组织实施工作，进一步完善境外投资项目管理办法，建立健全境外投资项目协调机制和责任追究制度，加强对各类投资主体特别是对设在境外企业开展境外投资合作的管理，促进境外投资健康发展。各省级发展改革部门应按照政企分开原则，积极鼓励有条件的企业开展境外投资合作，落实企业投资决策自主权，避免不同行业、地区企业的恶性竞争，切实防范投资风险。

附：地方重大境外投资项目核准登记单（略）

国家发展和改革委员会

二〇一一年二月十四日

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家に相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。